

2-3.利用の申し込み（日帰り利用の流れ）

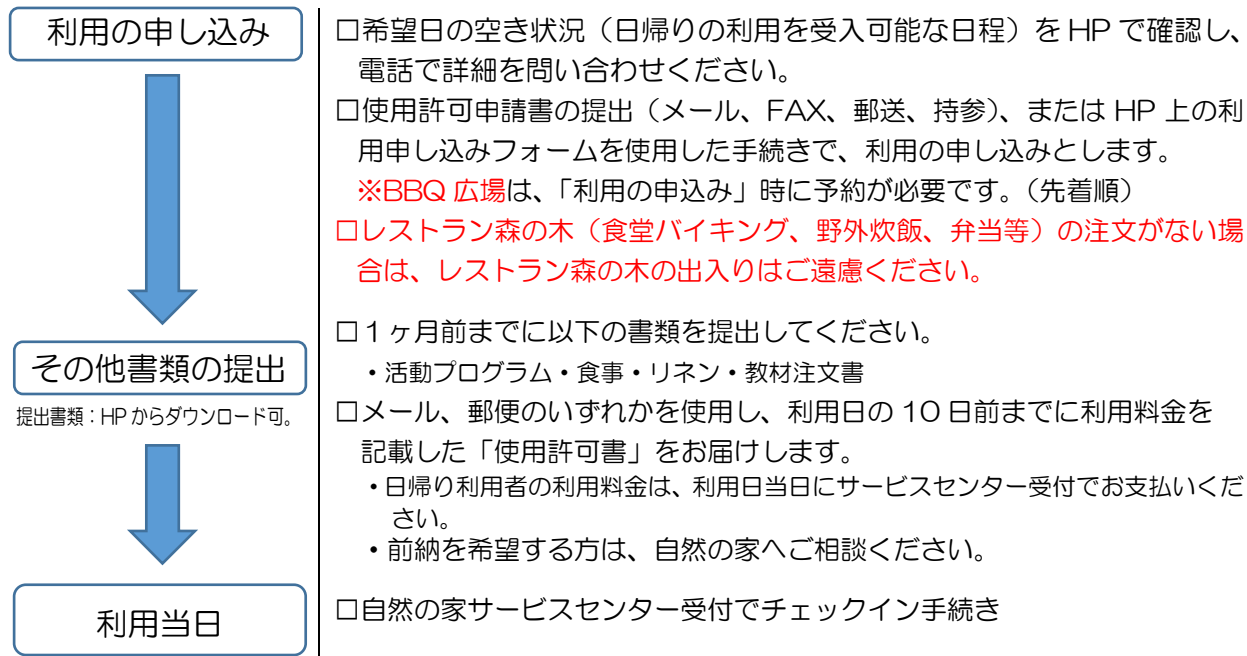
日帰り利用の詳細は、別紙「日帰り利用をご検討の方へのご案内」を参照

1.申し込み期間

利用者の所在地	受付開始時期	申込期限
千葉市内の 団体・家族	2020年度の利用受付 随時受付中	利用日の14日前まで※
	2021年度の利用受付 2020年10月1日9:00~	
千葉市外の 団体・家族	2020年度の利用受付 3月1日9:00~	
	2021年度の利用受付 2021年3月1日9:00~	

※ 活動プログラムは、利用の1ヶ月前より当日に使用する施設の調整を開始します。利用の1ヶ月前を過ぎた申請は、利用可能な施設が制限されることがあります。

2.申し込みから利用当日までの流れ



3.利用当日までの留意事項（概要）

利用の準備	□利用ガイドをよく読み、施設の使い方やきまりをご確認ください。
変更 が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> □利用人数、活動、注文内容等に変更が生じた場合は、「使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）」とともに、変更内容を修正した書類を再提出してください。 □変更期限（注文数量等の軽微な変更への対応期限：期限を過ぎての変更はできません。） <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数：利用開始日の7日前10:00まで ・食事（食堂、野外炊飯、弁当）：実際に利用する日の3日前10:00まで ・教材：当日 ・食品教材の新規注文：実際に利用する日の7日前10:00 変更：実際に利用する日の3日前10:00まで
キャンセル	<ul style="list-style-type: none"> □やむを得ず利用を取り消す場合は、当所に連絡後、「使用取消届（様式第4号）」に必要事項を記入の上、メール・FAX・郵送でお送りください。 ※利用開始日の7日前までに決定した「施設の利用料金」は、以降に利用者数の減少があっても原則お支払いいただきます。また、変更の期限を過ぎた食費や食育教材等は、実費を請求します。